

令和6年8月30日にまちづくり条例施行規則の一部を改正しました。

改正内容は以下のとおりです。

令和6年8月30日以降の申出について、本改正が適用されます。

### ○自転車駐車場の設置台数

建築物の用途	改正前	改正後
共同住宅 (世帯向け)	1戸あたり3台以上	<u>1戸あたり2台以上</u>
共同住宅 (単身者向け)	1戸あたり1台以上	1戸あたり1台以上

### ○自動車駐車場の設置台数

建築物の用途	改正前	改正後
共同住宅 (世帯向け)	原則敷地内で 戸数×2/3以上の台数を確保 ※算定で1台未満は切り上げ	原則敷地内で 戸数×2/3以上の台数を確保 ※算定で1台未満は切り上げ
共同住宅 (単身者向け)		<u>原則敷地内で 戸数×1/2以上の台数を確保 ※算定で1台未満は切り上げ</u>

### ○集会所の設置基準

・50戸以上の共同住宅の場合

➡従来通り、施行規則に基づいた指導

・50戸以上の宅地開発の場合

➡用途地域に応じ、表の右欄に掲げる敷地面積以上の用地を確保し、市に帰属又は寄附

用途地域	敷地面積
第1種低層住居専用地域 60/40	<u>165m<sup>2</sup></u>
第1種低層住居専用地域 80/50	<u>125m<sup>2</sup></u>
第1種低層住居専用地域 100/60	<u>100m<sup>2</sup></u>
その他地域	<u>75m<sup>2</sup></u>